

《論 説》

フランスの地籍修正と
その訂正請求に関する裁判例

小 柳 春 一 郎

はじめに

本稿は、筆者のフランス地籍に関する調査の一環であり、フランスの地籍修正 (rénovation du cadastre) を検討する。以下に、フランスの地籍修正の意義を論じ (⇒1.), これに続けて、関連する重要裁判例として、マルセイユ行政控訴院2013年6月25日判決を検討する (⇒2.)。この裁判例は、地籍修正の結果に不満な土地所有者が、成果の訂正 (rectification) を求めたものであるが、行政控訴院は、関連法令によれば、一旦修正地籍図が成立した後は、土地所有者が隣接土地所有者との合意または裁判による境界確定を行わない限り、地籍図訂正ができないという理由で、請求を棄却した。

1. フランス地籍制度と地籍修正

(1) フランスの地籍修正

ア. フランスの地籍

(ア) ナポレオン地籍

フランスの近代地籍の出発点は、ナポレオン地籍 (cadastre napoléonien) である¹⁾。ナポレオン地籍は、フランスにおいて、1807年以降約40年をかけて、

1) 拙稿「ナポレオン地籍と『地籍法令体系総覧』(1811年)：フランス地籍の基本原理・

不動産税の公平課税のために整備された・全土にわたる地籍であり、その情報には、土地（毎筆）の所有者、地番、面積、形状、位置、評価、地図がある。

ナポレオン地籍は、3点の特徴を有した。第一は、ナポレオン地籍の功績である。ナポレオン地籍は、測量について、国費支弁専門家（公務員）組織に基づき、平板測量を国家的単位で行い、ベルギー、スペイン等の欧州諸国の地籍整備のモデルとなった。

第二は、ナポレオン地籍、とりわけ地籍図の欠点である。それは、地籍図作製時と地籍図作製後の地籍の維持管理（conservation）において存在した。地籍図作製時において、三角測量は市町村単位のものであり、隣接市町村とすら連携がなかった。また、地籍図作製後の維持管理において、地図のアップデートがなされなかった²⁾。ナポレオン地籍図は、作成時のままに固定された。分合筆があってもアップデートがなされず、土地の現状と乖離することが、ナポレオン地籍では問題になった。地籍修正は、そのための作業であり、ナポレオ

組織・測量」獨協法学115号（2021年）77頁以下。佐藤義人『フランスの地籍制度とアルザス - モゼル土地登記法』（論創社、2014年）とりわけ223頁以下（第2部「フランスの地籍制度」）。また、Stéphane Lavigne, *Le cadastre de la France, que sais-je*, 1996 ; André Maurin, *Le cadastre en France : histoire et rénovation*, nouvelle édition, 1992 ; Pierre Clergeot, *Du cadastre napoléonien au cadastre en ligne* sur Internet, *Revue XYZ*, n° 119, 2009, pp. 47-59 (<https://www.aftopo.org/produit/xyz-numero-119/>) 等。

- 2) 1891年設置の、「議会外・地籍委員会（commission extraparlamentaire sur le cadastre）」で、財務省直税局長ブタン（Boutin）が、フランスの制度を基礎にしたベルギーとオランダにおいて、地籍の維持管理（conservation du cadastre）があるとして、「ベルギーとオランダは、フランスの制度を基礎にしたが、地籍維持管理（conserver le cadastre）を行っている。……地籍の維持管理とは何か？それは、地図を、筆の現在の形に、恒常的な仕方に対応させることである（C'est la tenue au courant constante du plan avec la configuration actuelle du terrain）。フランスにはそれが存在しない。」と述べている（Commission extraparlamentaire du cadastre, instituée au Ministère des finances (décret du 30 mars 1891), Procès-verbaux, Fascicule 1, 1891, p.35）。

ン地籍の欠点克服のため行われた³⁾。

第三は、ナポレオン地籍について議論が分かれる点である。これは、ナポレオン地籍と民法との関係である。フランスの地籍は、現在に至るまで、不動産税課税のための税地籍にとどまり、境界紛争等の解決のための民事法的効果は限定的であった。境界紛争があった場合には、フランス地籍は、決め手にならず、数ある徴憑(indice)の一種であり、ドイツの地籍制度や(植民地で採用された)トーレンス式地籍制度と区別される。この点について、《所有権地籍=近代的地籍, 税地籍=「幼稚」な段階》(本田武夫)という評価がある⁴⁾。しかし、行政的手続による地籍調査が私的所有権の範囲を決めることは、私的所有権に対する正当化できない干渉と考えることも可能である⁵⁾。

これに対し、日本の地租改正も、国家的単位の土地調査であったが、国費支弁が限定的であり、専門家測量でなく、また、測量器具・方法も統一的でなかった点で、大きく異なる。この点について、小林茂(地理学者)は、『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域—「外邦図」へのアプローチ』(大阪大学出版会, 2009年)及び「東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角」論文で、国際的視野で検討する必要があるとして、次のように指摘した。

「住民に土地の丈量をはじめとする実務をまかせ、それを地方官吏が監督するという形で進化した地租改正は、なお十字法のような面積計測技法に依存していたという点でも近世の検地の性格を強く残していた。……〔こ

3) これに対し、日本の地租改正後の地図は、三角測量がなかったが、明治20年頃より分筆等があれば、地図に反映させていた。

4) 本田武夫『地籍測量』(森北出版, 1961年)2頁。

5) フランスの有力地理学者コンビの議論である(Joseph Comby, « Securiser la propriete fonciere sans cadastre », in, http://www.comby-foncier.com/s%C3%A9curiser_propriete_sans_cadastre.pdf)。日本法もフランス法と共通する点があり、国土調査法による地籍調査でも、直接に私的所有権界を調査しているのではなく、公法的な存在である「筆界」を調査するという形で、私的所有権との関係に配慮をしている(後述)。

れに対して、) 沖縄の土地整理事業では、各種の実務が専門的な知識を持つ職員やその見習いにかまされ、その費用は基本的に国費でまかなわれた。土地の測量では三角測量で図根点を設定し、それにもとづいて平板測量を行うという近代的なものに転換された。さらに土地面積の測定は、現場で行うのではなく、そうしてできた図面上で行うこととなった。地租改正とは根本的にちがう形で、各種の作業が進められたのである。……地租改正では、西欧の例を直接のモデルとすることはなかったと考えられる点である。近世的な特色をつよく残す組織体制により、近世的な技術をもって開始された地租改正において、関係当局は近代的土地所有の特色については認識していたとしても、近代地籍システムが必ず備えるべき要素について明確な認識がなかったとみるほかはない。⁶⁾」

ナポレオン地籍と日本の地租改正地図とを比較すると次の表1になる。

表1 ナポレオン地籍図と地租改正地籍図の比較

	ナポレオン地籍	地租改正地図
目的	不動産税の公平課税	地租の公平課税
費用負担	基本的に国費負担	国費負担はあるが少ない
測量担当	公務員・専門家	民間主体
平板測量	平板測量要求	明確ではない
三角網	市町村面積測量に利用	三角網なし
維持管理	地籍図にはない	明治20年ころから
地籍図修正	1898年法以降着手、1970年代に完了、その後、再修正	1951年国土調査法により着手、進捗率50%程度

- 6) 小林茂「東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角」(近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター7号、2016年)2頁 (<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/60287/>)。また、同「第1章 東アジアの土地調査事業研究へのもう一つの視角」『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域—「外邦図」へのアプローチ』(大阪大学出版会、2009年)7頁は、沖縄や台湾の土地調査における「三角測量と平板測量の組み合わせ」に注目している。

（イ）地籍修正

ナポレオン地籍の修正は、1898年3月17日地籍見直しの円滑化と経済化のための法律（Loi du 17 mars 1898 tendant à rendre plus rapide et plus économique la revision du cadastre）以降は、部分的に、1930年4月16日法（Loi du 16 avril 1930 portant fixation du budget général de l'exercice 1930-1931）以降は、フランス全土について行われた。これは、分合筆を地図に反映させる仕組みを前提とした地籍図を作製する作業であった。その目的は、地籍図を土地の現況に対応させることである。

地籍修正の方式は、ナポレオン地籍図にその後の分合筆を書き加えていくもの（mis à jour）、また、新たに地籍図だけ作り直すもの（renouvellement）、そして再測量を行って地籍図を作り直すもの（réfection）があった。

その後、1974年7月18日法（Loi n° 74-645 du 18 juillet 1974 sur la mise à jour périodique de valeurs locatives servant de base aux impositions directes locales）は、新たな技術水準に見合った縮尺と精度の地図を作製するための、土地調査を含めた地図の整備について規定する。この作業は、remaniementと呼ばれ、本稿は、これを「再修正」と訳す。以上の関係を図で示すと次の図1の通りである⁷⁾。

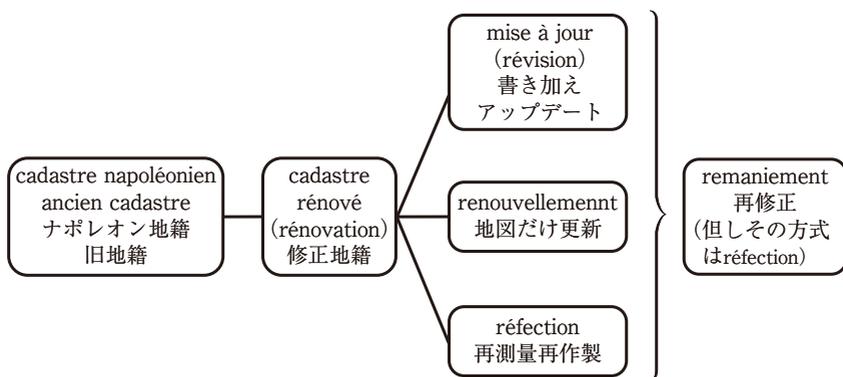


図1 フランスの地籍修正

7) Lavigne, op. cit. (note 1), p. 15. 小柳・前掲注（1）94頁。

1930年法がフランス全土を対象としたのに対して、1974年法6条は、以前に作製された修正地籍図が毎年の維持管理に不十分である市町村に限定した。再修正 (remaniement) の対象となった地域は、ナポレオン地籍、修正地籍、再修正地籍という3種類の地籍図を有し、これにデジタル化地図も加わる。

イ. 地籍修正と所有権

(ア) 1898年法

地籍修正について重要な画期となる1898年3月17日法1条以下は、国の予算に地籍修正のための費用を計上し、要望のある市町村の地籍修正への補助金とすることなどを以下のように定めた。

第1条 財務省の毎年の予算において、地籍の更新または見直し、維持管理のための費用 (frais de renouvellement ou de révision et de conservation du Cadastre) を助成するために、一定額の予算が設けられ、これは、以下のものに充当される。

- 一 地籍の更新または見直し、維持管理のための機関の維持のため。
- 二 市町村への補助金給付のため。この市町村は、その地籍が少なくとも30年前に作製されたものであり、しかも、地籍の更新、見直しを請求し、維持管理を約束したものであることを要する。

第2条①国の負担分は、ある市町村の新地籍の作製及び維持管理のための支出について存在するが、市町村の財政状況を勘案して定めるものとし、全費用の40%を超えることができない。県の負担分は、少なくとも、国と同率でなければならない。残額については、市町村及び関係者の負担となる。

②このために、非建築地についての不動産税について、一定金額の上乗せを市町村会は議決できるが、その上乗せ額は、0.05フランまでとする。

第3条①第2条に規定する財政的優遇措置享受を認められたすべての市町村には、地籍調査作業の開始に先立って、そして、以下の条文で定めるところに従って、区画区分・境界確定委員会 (La commission de délimitation ou de bornage) または区画区分・境界確定土地所有者組合 (Le syndicat de délimitation et de bornage) を設けるものとする。

②地籍調査は、義務的に、不動産の区画区分を伴うことを要するが、しかし、境界確定は任意的である。

第4条①区画区分・境界確定委員会 (commission de délimitation ou de bornage) は、次の委員からなる。

- 一 委員長として、市町村長または市町村会メンバーである助役
- 二 8人の市町村内土地所有者であって、そのうち2人は不在地主も可能であるが、地籍台帳に登録のある所有者またはその代理人による選挙の相対多数を得たもの。この選挙の方式は、1884年4月5日の規則の定めた方式に従う。
- 三 治安判事の代理または県庁官の任命による小郡内の公証人
- 四 事務方として、地籍担当直税部局の職員であって、地方担当官により任命されたもの

②委員会には、審議により、測量士が参加できる。

第5条①この委員会は、次の各号の任務にあたる。

- 一 表見所有者 (propriétaires apparents, 所有者に見える者) の探索と確認をすること。
- 二 関係者がその不動産の境界について合意がある場合はそれを確認し、また、関係者が境界確定 (bornage) を望む場合にはそれを指揮すること。
- 三 合意がない場合には、可能であれば、合意を得られるようにすること。
- 四 合意または所有者の立会がない場合に、暫定的に区画区分 (délimitation) を定めること。

②委員会は、その作業に際して、詳細な調書を作成する。その決定は、多数決により、票決の際、少なくとも、半数の構成員の出席が必要である。

第6条①区画区分・境界確定土地所有者組合には、自由組合と認可組合とがあり、市町村の全域にわたるものと、市町村の一部にわたるものがある。

②区画区分・境界確定土地所有者組合であって認可組合であるものの設立は、一若しくは複数の利害関係者の請求または市町村長若しくは県長官の

イニシアチブによる。認可組合は、更に、集团的利益のための農業改善工事施行のためのアソシアシオンに関わる諸規定が適用されるが、1888年12月22日法3条による修正後の1865年6月21日法第3、第4及び第9条は、適用されない。

③区画区分・境界確定土地所有者組合であって自由組合であるものの設立の場合は、組合員当事者たちによる、区画区分は境界確定を伴うこと及び土地の交換分合（耕地整理）を行うことの合意が望ましい。

④自由組合・認可組合の執行会議は、その組管轄地について、区画区分・境界確定委員会に代わる。執行会議は、それと同様の権限を有するが、自由アソシアシオンとしての特別の権限を失うことはない。

第7条①第5条第四号の定める暫定的区画区分については、関係者の認識に及ぶ措置がとられてから、1年の間、関係者が境界合意をなすか、管轄を有する司法機関に訴訟を提起することができる。

②この1年の期間を過ぎると、暫定的なものであった境界は、確定的なものになる。ただし、それは、真の所有者（propriétaire réel）の権利を妨げることがない。真の所有者の権利が後に明らかになった場合には、それは、真の所有者と隣接所有者との間の境界についてしか効果がない。

第8条①測量作業の終了の後、地籍図は、3か月の間、市町村の庁舎に置かれ、関係者は、それについて認識を得ることができる。

②この3か月の期間に異議申立てがない場合は、測量の成果は、区画区分に合致するとみなされるが、規則の許す誤差はこの限りでない。

③しかし、実質的誤謬（erreur matérielle）の場合は、異議は、いつでも申し立てることができる。

（イ）1898年法の特徴

1898年法は、地籍修正について、第一に、区画区分（délimitation）を要求するが、bornageを任意とする（3条2項）。この場合のbornageの意義であるが、民法646条による境界確定訴権の行使という意味までは含まず、境界標設置を意味したと考えられる。というのも、1898年法に関する当時の注釈が、「区画区分（délimitation）は、bornageと異なり、単に所有権の周囲を明らかにする

ことになる。それは、土地の単位を決定する。……bornage は、現地において、区画区分を形あるものとする (Le bornage se matérialise sur terrain la délimitation.)。境界標 (borne) は、鋤の一撃で失われるかもしれないが、しかし、区画区分は法的なものであり、鋤により動かされない。」と述べている⁸⁾。なお、耕地整理等による農地改良等のための土地所有者組合がある場合には (6条1項)、組合の執行会議が区画区分・境界確定委員会に相当する役割を果たす (6条4項)。

第二に、土地所有者を中心とする区画区分・境界確定委員会が (4条)、表見所有者 (propriétaire apparent) を探索し (5条第一号)、土地所有者の合意を斡旋し、これがあれば、地籍境界とする (5条第二号)。

第三に、土地所有者の合意や立会が得られない場合には、委員会が、暫定的境界を提示する (5条第四号)。具体的には、「もしも、関係者が呼び出しに応えた立会をしないとき、または、立会に応じたが、同意をしないとき、委員会は、所有権証書、ナポレオン地籍、あるいはすべての情報・文書を手がかりに、職権により、境界を定めることになる (déterminera d'office la limite)。⁹⁾」との指摘がある。

第四に、提示された暫定区画案に不満な土地所有者等関係者は、1年間不服申立てができるが、その際、隣接当事者との合意または境界確定判決が必要になる (7条1項及び2項)。

第五に、1年間の不服申立期間が経過すると、暫定区画案は、確定区画になるが、それでも、私法上の当事者の権利は奪われない。なお、真の所有者が、隣接所有者との間で合意または境界確定判決を得て、新たな土地境界を主張できるようになった場合は、地籍図は、隣接当事者が関係する部分に限って訂正が行われる (7条2項)。

第六に、実質的誤謬 (erreur matérielle) の場合は、異議は、いつでも申し

8) Hilaire Ochier, Le nouveau cadastre—Loi du 17 mars 1898 : Thèse, Poitiers, Société française d'imprimerie et de librairie, 1905, p. 68.

9) Supra, p.87.

立てることができる(8条)。この場合の実質的誤謬の意義が問題になるが、地図転写の誤り等所有権に関わらないものに限定されていた(後述裁判例参照)。なお、本条の区画区分の語義であるが、これは、現地に、境界標を設置する意味ではなく、書面上のものとされた。

区画区分は、地籍対象の土地の範囲の決定の意義にとどまり、その限りで、不動産税課税の基礎となるが、私法的な所有権の範囲の決定という意味を持たない。このことは、区画区分・境界確定委員会が探索するのが、表見所有者であることでも明らかである。真の所有者探索は、困難が大きいと考えられ、占有をしている者を中心に調査が行われる。境界委員会の提示する暫定区画区分案が、不服申立期間を経過後に、確定的なものになっても、真の所有者による権利主張は妨げられない(7条2項)。

また、地籍修正に際して、民法646条の規定する境界確定訴権行使は期待されていない。というのも、境界確定訴権行使は、個別の土地所有者に委ねられており、費用もかかり、これを期待しては、全般的な地籍修正が不可能だからである。

(ウ) 現代における地籍調査と土地所有権

現代のフランス財務省通達(BOI-CAD-REM-10-40-30-10, n°190, <https://bofip.impots.gouv.fr/bofip/8343-PGP.html/identifiant=BOI-CAD-REM-10-40-30-10-20130422>)は、以上の1898年法と同様に、地籍図情報の役割が土地所有権につき限定的なことを明らかにする。これは、「地籍における所有者の認定は、不動産税の債務者の決定を問題にする」という原則を示した後に、「地籍は、単に表見所有者の現状を示しているだけであり、行政当局は、特定の不動産について誰が真の所有者であるかを定める権限を有さない。民事裁判のみが、訴訟において、特定土地の所有権について決定することができる。」と述べている。

20世紀後半の文献も、以上に関連して次のように述べている。

「地籍は、その財政的機能を中心として、なによりもまず、税負担者を探索する。かくして、行政当局の指示は、一度も、実際の所有者(propriétaire réel)の探索を地籍修正の際に要求していない。」¹⁰⁾

「筆の物理的区画区分が、所有者間の明示または黙示の合意によりなされたとしても、それは、私的所有権の境界合意——それが境界確定手続と同じ確定的性格を有するもの——としての対審性 (*caractère contradictoire*) を欠いているのであり、それゆえ、いかなる場合も、覆滅し得ない証拠とはならない。というのも、立法者は、地籍図に民事法上の効果を認めていないからである。¹¹⁾」

「地籍調査は、単なる行政的手続であり、財務省に属する職員によって行われ、その目的は、地方行政当局の利益のための不動産税の課税対象財産の特定にある。国家が地籍再調査を行う際の前提は、第一に、調査に必要な迅速性を考えれば、土地所有権についての所有権証書その他の権利関係書類の包括的調査はできないこと、第二に、昔からの自由主義的伝統である。この精神に基づき、地籍修正の方式の如何を問わず、不動産についての争いのない占有を確認すること、そして、表見的境界についての隣接土地所有者の合意——明示または黙示の合意——を確認することで十分である。地籍職員の役割は、そこにとどまる。¹²⁾」

以上のように、1898年法は、その後の地籍修正にも影響を与えている。1898年法7条2項は、地籍修正が土地所有権そのものを奪ったり、与えたりするのではなく、真の所有者の権利は損なわれないが、それを主張するには、隣接土地所有者との合意または民事裁判手続が必要なことを規定しているし、それは、後年でも同様である。

10) Maurin, 1992, p.275.

11) *Supra*. p.295 note (15).

12) André Maurin, *Le cadastre guide pratique*, 2^e édition, 2012, p. 114. 同書は、もとになるナポレオン地籍図自体が、図としての情報にとどまり、正確性を欠くこと、縮尺との関係でインクの幅があり、現地に落とし込むことが難しいこと、当事者の立会いはしばしば行われず、また、それがあったとしても対審的性格を有するといえないことなどを指摘する (p.115)。

(2) 修正地籍図の具体例

地籍修正の具体例として、①カンタル (Cantal) 県オリヤク (Aurillac) 市ベルベクス (Belbex) 地区及び②アンドル・エ・ロワール (Indre-et-Loire) 県マルシ=シュル=ヴィエンヌ (Marcilly-sur-Vienne) 村中心部を示す。①を例としたのは、アンドレ・モランの地籍図利用ガイドが、地籍図の例としていたためであり¹³⁾、②を例としたのは、別の地籍図利用ガイドが紹介しているからである¹⁴⁾。



図2 オリヤク (①) と=シュル=ヴィエンヌ (②) の所在

出典： <https://www.geoportail.gouv.fr/carte>

13) André Maurin, op. cit. (note 12), p. 17.

ア. カントル県オリヤク

(ア) ナポレオン地籍

オリヤクのナポレオン地籍は、以下のとおりである。

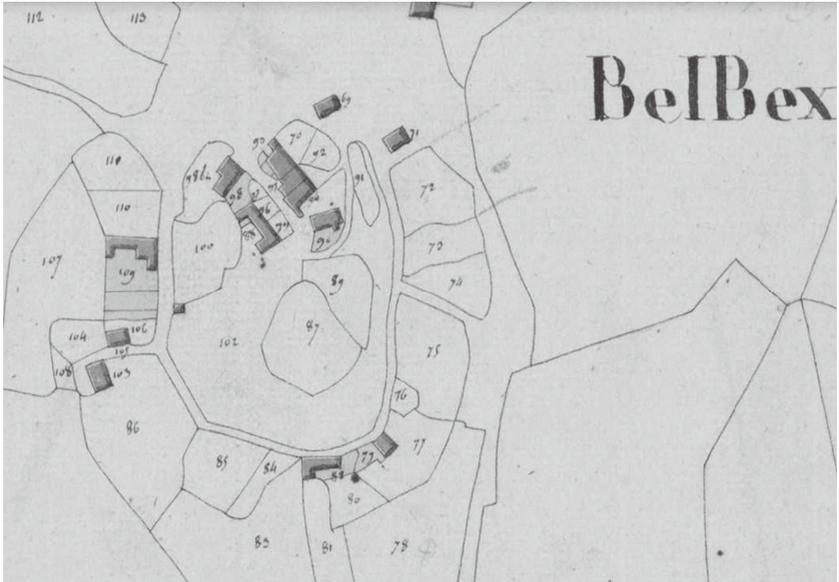


図3 オリヤク（ベルベクス）のナポレオン地籍図（1812年）

出典：<https://archives.cantal.fr/rechercher/cadastre-et-archives-foncieres>¹⁵⁾

14) Marie-Odile Mergnac, *Utiliser le cadastre en généalogie : La transmission familiale d'un bien et ses évolutions*, Les fonds des hypothèques, 2^e édition, 2012, p. 15.

15) 同サイトに3 NUM 1105/13, section E1 dite de Belbex, plans, Aurillac, Cadastre napoléonienを入力する。なお, Maurin, op. cit. (note 12), p. 18も同じ図を掲載する。

(イ) 修正地籍

オリヤクの修正地籍図は、次のとおりである。

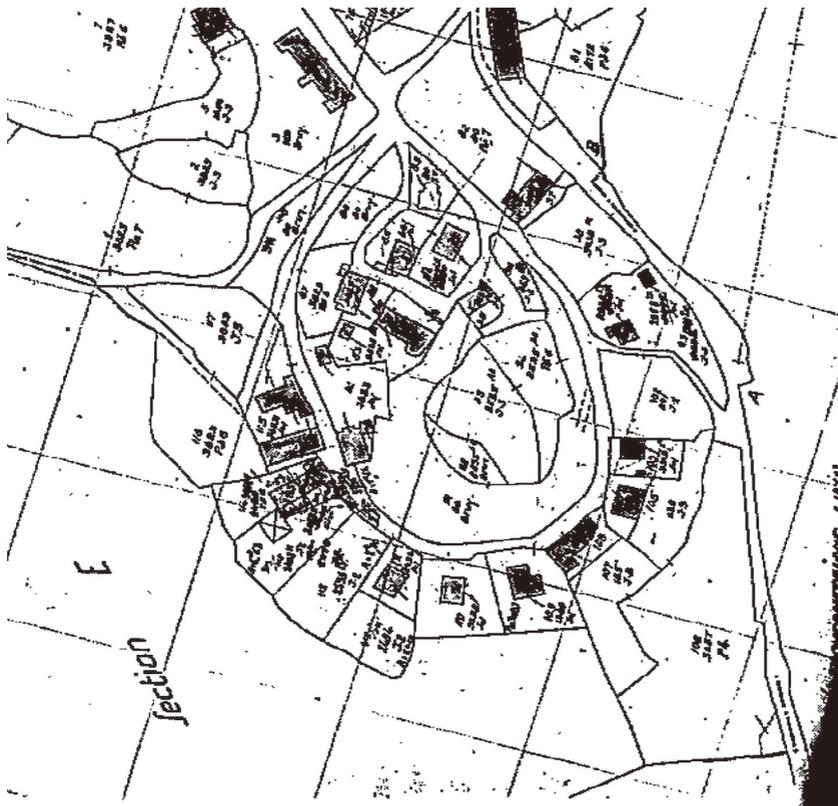


図4 オリヤクの修正地籍図(1972年)

出典：Maurin, op. cit. (note 12), p. 19

(ウ) 再修正地籍図

オリヤクの再修正地籍図は、次のとおりである。

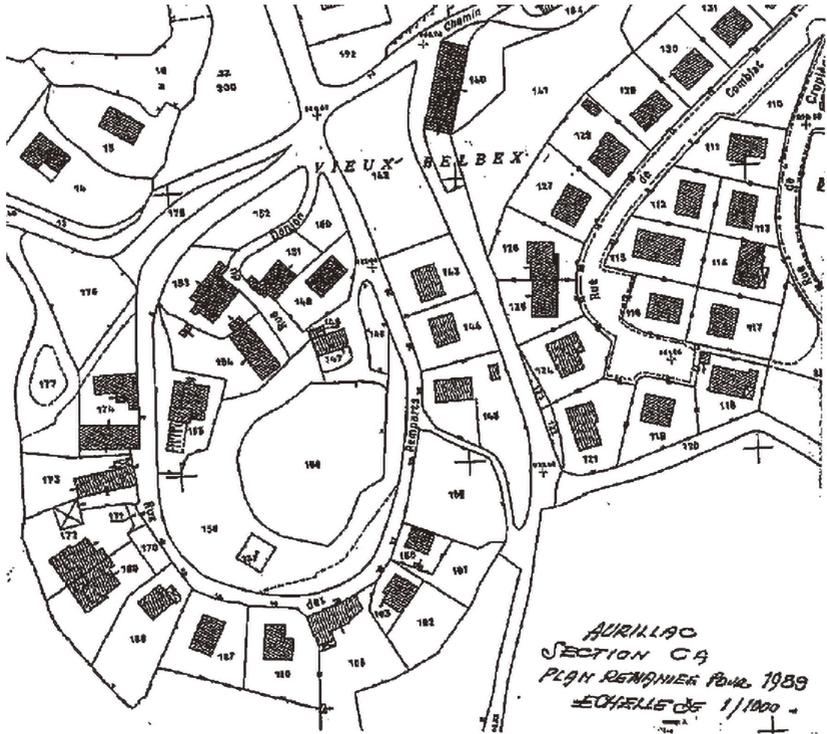


図5 オリヤクの再修正地籍図(1989年)

出典: Maurin, op. cit. (note 12), p. 20

(エ) インターネット上の現行地籍図及び現況

オリヤクの現行地籍図は、図6のとおりである。なお、現況（航空写真図）も図7で示す。



図6 オリヤクの現行地籍図 (1989年)

出典：Feuille 000 CA 01 - Commune : AURILLAC (15), in, <https://www.cadastre.gouv.fr/>

Agrandir le plan



図7 オリヤクの航空写真

出典：<http://www.cartesfrance.fr/recherche/?q=aurillac+belbex>

イ. アンドル・エ・ロワール県マルシ＝シュル＝ヴィエンヌ

(ア) 耕作・利用単位地籍

マルシ＝シュル＝ヴィエンヌの特徴として、1807年法による筆単位地籍の前の地籍である耕作・利用単位地籍 (cadastre par masses de culture) が残されている。これは、下記のように、12 Brumaire an II (1793年11月2日) アレテに基づき、1807年9月15日に完成したとされるものである。担当測量士の名前が記されている。地番が存在せず、また、各土地利用の内部に筆が設けられていない。耕地 (Labour), ブドウ畑 (Vigne), 庭園 (Jardin) という土地利用単位の地籍図である¹⁶⁾。

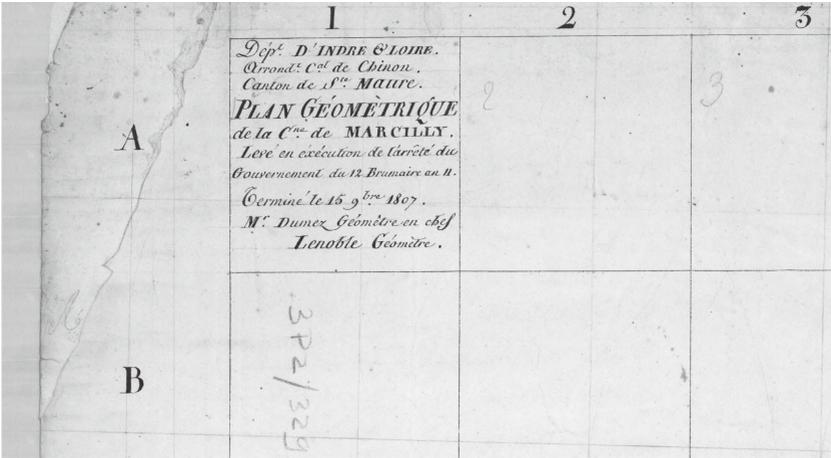


図8 マルシ＝シュル＝ヴィエンヌ耕作・利用単位地籍図 (1807年) 表題

出典：Commune, Marcilly-sur-Vienne, Catégorie, Cadastre par masses de culture, in, <https://archives.touraine.fr/search/form/0883f4b0-8c3d-427b-8618-d9e67239068b>

16) 小柳・前掲注(1)120頁。この地籍では、個々の土地所有者が自己の所有面積等を申告する方式であったが、過少申告等が避けられなかった。



図9 マルシ＝シュル＝ヴィエンヌ耕作・利用単位地籍図中心部
出典：図8と同じ

(イ) ナポレオン地籍

次は、1827年3月25日に完成したナポレオン地籍である。市役所及び教会のある地区は、セクションBに含まれている。

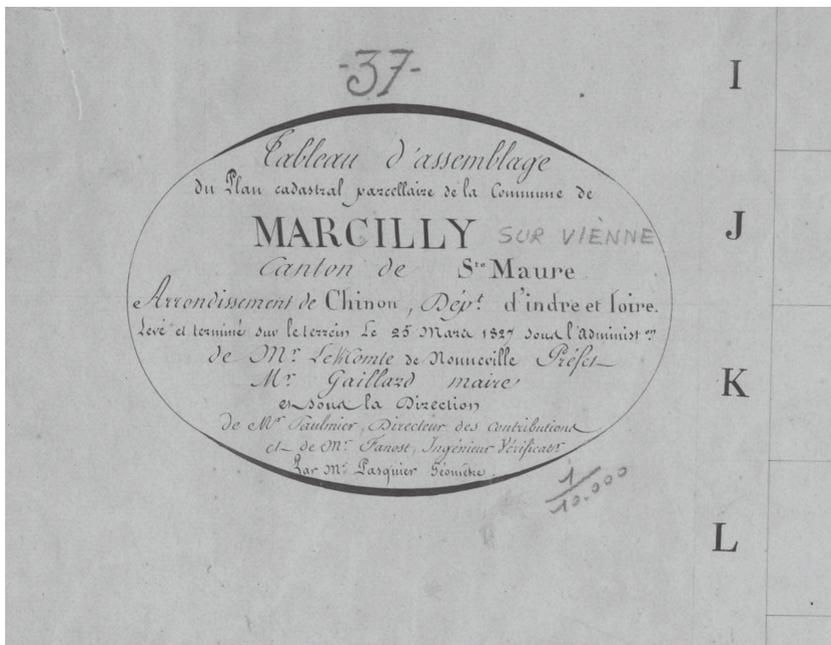


図10 マルシ=シュール=ヴィエンヌ筆単位地籍図(1827年)セクション集合図表題

出典：Commune, Marcilly-sur-Vienne, Catégorie, Cadastre napoléonien, Type de document(dans le cadastre napoléonien), plan cadastral, Tableau d'assemblage, in, <https://archives.touraine.fr/search/form/0883f4b0-8c3d-427b-8618-d9e67239068b>

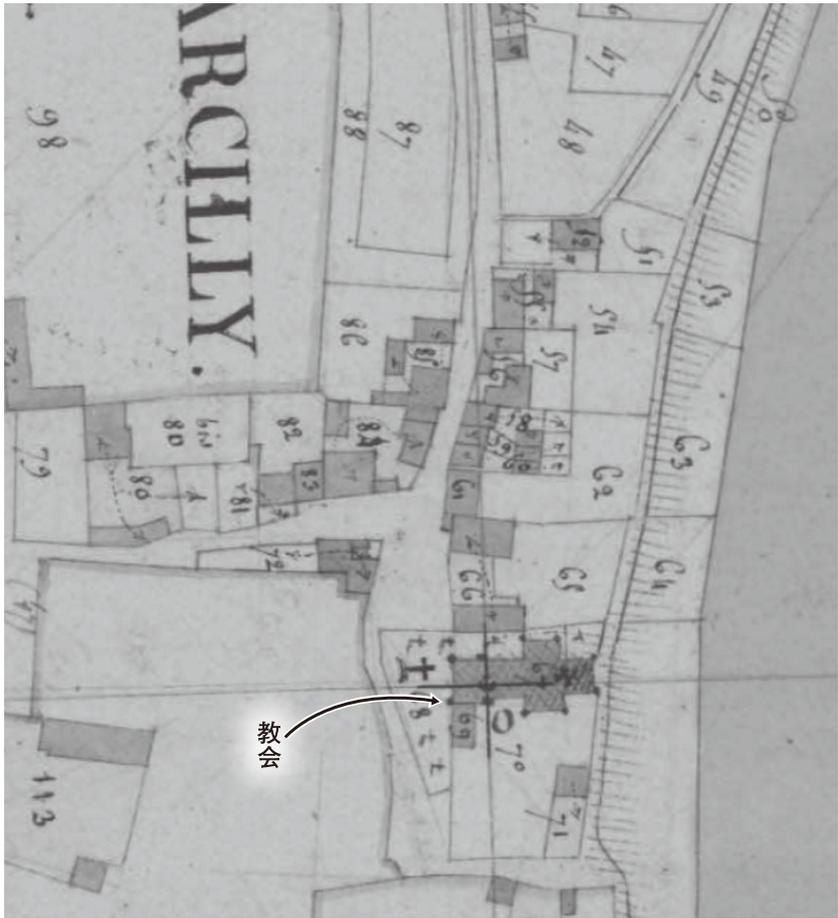


図11 マルシ＝シュル＝ヴィエンヌ筆単位地籍図（1827年）中心部

出典：Commune, Marcilly-sur-Vienne, Catégorie, Cadastre napoléonien, Type de document(dans le cadastre napoléonien), plan cadastral, Section B1, in, <https://archives.touraine.fr/search/form/0883f4b0-8c3d-427b-8618-d9e67239068b>

(ウ) 修正地籍図

次は、1961年に完成した修正地籍図である。



図12 マルシ=シュル=ヴィエンヌ修正地籍図 (1961年)

出典 : Commune, Marilly-sur-Vienne, Catégorie, Cadastre rénové, Type de document (dans le cadastre napoléonien), Plan cadastral, Section AB, in, <https://archives.touraine.fr/search/form/0883f4b0-8c3d-427b-8618-d9e67239068b>

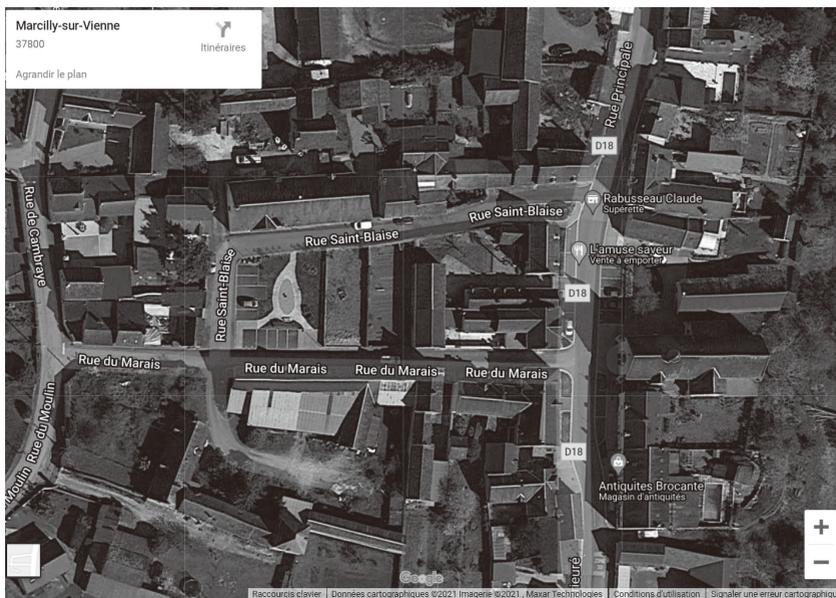
これについては、新地番は、朱字で記されている。しかし、黒の地番は、ナポレオン地籍図とは一致しない。また、住宅が比較的多く存在する地区については、1000分の1縮尺の新セクションABとされている。土地利用については、教会の前であって道路にはみ出していた墓地が、道路になり、市街地の外に移転された。また、教会前の道路は行き止まりになっていたのに対して、修正地籍図は、道路が行き止まりでなくなったことを示す。

(エ) 現行地籍図及び現地航空写真



図13 マルシ=シュル=ヴィエンヌ現行地籍図

出典：Feuille 000 AB 01 - Commune : MARCILLY SUR VIENNE (37), in, <https://www.cadastre.gouv.fr/>



マルシ=シュル=ヴィエンヌ航空写真

出典：http://www.cartesfrance.fr/carte-france-ville/plan_37147_Marcilly-sur-Vienne.html

2. 修正地籍図訂正請求の裁判例

本稿が検討する裁判例は、地籍修正の際の土地境界の訂正請求に関わるものであり、ナポレオン地籍の第2（維持管理）及び第3の特徴（税地籍）と関連する。

（1）修正地籍図の訂正請求

以下では、2013年6月21日マルセイユ行政控訴院判決（CAA Marseille, 7^e ch., 25 juin 2013, n° 11MA03669, M. Pizzin, concl. S. Deliancour）を取り上げる。これは、論告担当官（rapporteur public）の詳細な意見がある¹⁷⁾。

（２）事実関係

事実関係は、次のようなものであった。

表２ 事実関係年表

1952年	地籍修正（旧地籍番号F198）
1954年4月14日	公正証書でピザンは、206Pの地籍番号の土地を取得し、その後、隣人の証言等から、地籍修正における206Pの記載は誤っている旨の確信を有し、司法機関、行政機関等に働きかけを行うが、成果を見ないで終わった。その後、ヴァル税務機関に地籍修正申立てを行う。
2007年8月27日	ヴァル税務機関が原告ピザンの不服申立てを退ける
2011年7月11日	トゥーロン第一審行政裁判所ピザンが ¹ 、原告の請求を棄却
2013年6月25日	マルセイユ行政控訴院が ² 、原告ピザンの控訴を棄却

（３）判決

判決は、次のとおりである。

「判決

1 鑑みるに、ピザン氏は、行政控訴院に、訴えを提起し、2011年7月11日のトゥーロン第一審行政裁判所の判決の取り消しを求めたところ、この第一審行政裁判所の判決では、ヴァル（Var）の税務局長が、ピザン氏による請求を退け、ピザン氏が

17) « Taxe foncière sur les propriétés bâties 170 Conditions de modification du cadastre », Revue de droit fiscal n° 7-8, 13 février 2014, p.1. 興津征雄「公正な裁判と論告担当官」濱本正太郎・興津征雄『ヨーロッパという秩序』（勁草書房、2013年）によれば、論告は、政府を代表するのではなく、「中立公正な第三者としての意見」であり、裁判所を拘束しないが、重視される。rapporteur public は2009年2月まで commissaire du gouvernement(政府委員) という名称であったが、その時代でも行政訴訟において政府を代表するのではなく、中立公正の第三者として見解を述べるものとされていた。

所有し、Saint-Mandrier村に所在する一筆の土地についての地籍文書の訂正請求の請求を認めなかった。このピザン氏の取消請求対象の行政決定は、第一審行政裁判所が2007年5月20日または2008年8月27日になされたと特定したが、しかし、2007年8月27日に、ヴァルの税務局長により、なされたものとしなければならない。ピザン氏は、自らの地籍訂正請求の後に、更に、2009年3月17日に趣意書(mémoire)を提出している。ピザン氏の所有地の地籍訂正請求に対する第一審行政裁判所の棄却判決は、請求者の筆の境界の見直しが可能なのは、境界についての裁判所の判決または合意があった場合に限られることを理由とした。

- 2 鑑みるに、1955年4月30日地籍デクレ25条は、「地籍の維持管理体制の下にある市町村においては、所有地の境界上のすべての変更、とりわけ、土地分割、交換分合、共有物分割に由来する変更は、当事者により、その費用で作成された測量文書により、確証され、地籍機関に提出され、これが先行してその後に、境界変更の書類が作成される。」と定め、同デクレ33条は、「地籍機関は、職権により、それが管理する書類について、不動産の法律的地位に影響を与えないすべての性質の変更をなすことができる」と規定する¹⁸⁾。
- 3 鑑みるに、上記の規定からすれば、ある市町村について、見直し(révision)の方式による全般的な地籍修正がなされ、新たに作製された修正図が、関連所有者の最終的確認により、公式のものとなったときは、地籍の記載は、それが移記に関わる誤謬がない場合は(lorsqu'elles ne sont pas entachées d'une erreur matérielle de transcription)、法律に基づきこれを訂正しうるのは、所有者たちの合意により確証された測量書類があるとき、または、司法裁判所が当事者の主張についてなした判決があるときに、限定される。
- 4 鑑みるに、ピザン氏は、現在の地籍は、誤って、253番筆が旧地籍F198筆に対応するものとしており、それを訂正すべきである、と主張し、それに加えて、ピザン氏は、《原審である第一審行政裁判所は、ピザンの主張が1955年4月30日デクレ25条に関わるものであると判断しているが、これは誤りであり、自分の主張は、所有権の境界の変更に基づいて・現在ある地籍の何らかの境界の変更を求める趣旨ではなく、単純に、地籍図の訂正を求めるものであり、現在の地籍図は、旧地籍番号F198の筆に関して誤っている。》と主張している。
- 5 鑑みるに、関連する諸書類、とりわけ、1980年10月14日及び2005年7月19日の地籍機関の返答——ピザン氏の情報請求及び訂正請求に対する返答——によれば、サ

18) 佐藤・前掲注(1)366頁及び374頁。

ン・マンドリエ村のいくつかの筆について、現在の地籍の記載には、旧地籍と比較すると、誤りがある。

- 6 しかし、鑑みるに、現在のサン・マンドリエ村の地籍は、1952年に見直し（révision）の方式により修正されたものであり、また、官民の土地境界の区分については、この地籍修正に際して、当時の所有者に連絡が行われ、このことについて、ピザン氏も争わないこと、その際に、異議がなかったため、当該市町村の地図上の記載は、地籍修正の際の当事者の意思に適合していること、ピザン氏の請求は、単純な訂正——地籍機関が、自ら有する書類を点検することによりなすような単純な訂正——ではなく、現在の地籍図についての土地所有権の境界のやり直しであること、1955年4月30日デクレ25条の規定は、その文言にある土地分割、交換分合、共有物分割に限定されることなく、所有地に関する全ての変更について、当事者が、その所有地の境界の測量書類を作成して確証することを求めるものであることからすると、第一審行政裁判所が2007年7月27日の判決により、バルの税務機関の長が、ピザン氏に対して、合意又は裁判による境界確定に由来する測量書類によらずして、ピザンの請求を認めることができないと判示したことは、法に適合したものであり、それ故、2007年7月27日の判決は違法ではない。
- 7 鑑みるに、以上に述べたところからして、また、請求の受理可能性について判断するまでもなく、ピザン氏の請求は根拠がなく、また、第一審行政裁判所がその訴えを退けた判決も誤りが無い。」

（４）論告担当官による報告

本判決には、サミュエル・ドゥリアンクル（Samuel Deliancourt）論告担当官による論告がある。論告担当官（rapporteur public）は、日本法に見られない制度であるが、興津征雄は、「独立性・中立性を保ちつつ、客観的な視点から判決提案を行う職」と論じている。その役割は歴史的に重要であり、「フランス行政法が主として国務院の判例により発展してきた歴史の中で、重要な判例政策の転轍において必ずといってよいほど偉大な論告担当官の先導的な論告が存在してきた」ことにある¹⁹⁾。

論告担当官は、裁判官への評議への参加が認められているが、評決権はもた

19) 興津・前掲注（17）86頁。

ず、また、必要に応じた発言は可能であるものの、節度を持ってなすべきものとされている。裁判体は、論告に従う義務はなく、論告に反する判決が言い渡されることも珍しくない。論告の存在は、しばしば簡潔に過ぎるフランスの判決を補う役割を果たす。

本判決における論告担当官の論告は、「判例政策の転轍」に関わるものではない。従来判例の流れを整理し、その上で、従来同様の判例法理の維持を主張するものであるが、そのために、従来判例、学説の意義を明瞭な形で整理しており、現在の地籍法理を理解するのに有益である。

本論告は、一般的な序言として、地籍の意義を簡単に述べた後(⇒ア.)、事実関係を整理し(⇒イ.)、地籍と密接に関連する不動産公示制度の意義を述べ(⇒ウ.)、不動産公示制度に関する訴訟と地籍に関する訴訟の管轄問題を論じ(⇒エ.)、地籍の役割が財政的なものに限定されることを指摘し(⇒オ.)、更に地籍修正と維持管理の概要を述べ(⇒カ.)、本件訴訟の法的意義を論じ(⇒キ.)、最後に、例外的に地籍に関連して行政が責任を負う場合を明らかにする(⇒ク.)。

ア. 序言

報告は、序言において、まず、「ある国の文明の程度は、その国の地籍によって判断することができる」とすると、疑いなく、フランスは、かつては諸国中で第一等の地位に立っていたが、その後、地位を落としている。」とのオシエ(Ochier)の引用から始めている²⁰⁾。

20) H. Ochier, op. cit.(note 8), p. 198. オシエは、著名な学者ではないが、ナポレオン地籍の改善のための1898年法の注釈を博士論文の主題とした。ナポレオン地籍(cadastre napoléonien)は、フランスにおいて、1807年以降約40年をかけて、不動産税の公平な課税のために整備された・全土にわたる地籍であり、その情報には、土地(毎筆)の所有者、地番、面積、形状、位置、評価、地図がある。ナポレオン地籍の特徴は、公務員専門家による、全国統一的な平板測量・三角測量であり、近代地籍(小林茂)の源流として、占領地ベルギーのみならず、スペイン、イタリア等の地籍整備にも影響を与えた。ナポレオン地籍の問題点は、地籍図編製後の分合筆について、地籍図に反映させる仕組みが存在しなかったことである。オシエが、《フ

論告は、地籍について、「地籍は、周知の対象であるとともに秘密の存在であり、地籍担当当局は、土地情報という本質的任務にあたっている。地籍は、土地の区画区分、土地分類、土地そのものと土地所有者の認識をなすものとして、しばしば呼ばれるように、「土地の戸籍 (état civil de propriété foncière)」としての役割を果たす。地籍は、土地とその状態についてのフランスの歴史を通じての証人であり、所有者の私的生活においても、また、公的土地情報の土台としても、多様な役割を果たしている。」と述べ、これが本件訴訟の背景になっていると指摘する。

イ. 事実

論告は、序言に続けて、事実関係を簡潔に紹介する。この点については、本稿は既に論じたので、これについては省略する。

ウ. 土地所有権証書の不動産票函での公示

論告は、土地所有権証書の不動産票函での公示 (la publicité des titres de propriété au fichier immobilier) として、地籍と関連する土地所有権証書及びその公示について検討する。

論告は、1955年登記デクレ (décret n° 55-22 du 4 janvier 1955) 1条及び2条を参照条文とする²¹⁾。それは、次の規定である。

第1条①土地公示担当機関 (les services chargés de la publicité foncière²²⁾)

ランスは、地籍において諸國中第一位であったが、その地位を失った》と述べるのは、ベルギーが1835年法以降、分合筆を地籍図に反映させる仕組みを採用したこと、また、ドイツでは、地籍について所有権との密接な関係を保つ仕組みを採用したことなどを念頭においている。フランスの地籍は、これらの国に追い越されているというのである。

フランス地籍は、1898年法以降、分合筆等を地籍図に反映させる仕組みの修正地籍の整備を行い、この事業は、1970年代に完成した。それゆえ、このオシエの評価を現在でも維持すべきとは考えられない。

21) 翻訳に際し、第3次フランス不動産登記制度視察団編『フランス不動産登記制度視察団報告書第3次』(1995年)91頁以下及び「フランス 不動産登記法(その1)、(その2)、(その3)」〔鎌田薫ほか訳〕民事月報51巻2, 3, 4号(1996年)を参照した。

22) 原始規定は、抵当権保存吏 (conservateur des hypothèques) であったが、これが

は、市町村ごとに一の不動産票函 (fichier immobilier) を保持し、この不動産票函に、各所有者の名の下に、及び国務院の議を経たデクレの定める種類の不動産に関しては不動産ごとに、寄託の順序に従って、文書保存庫における分類の参照を付して、公示される文書の抜粋を一覧表示する。

②不動産票函は、不動産の現在の法的状態を、公示される文書から生ずるがままに、表示する。不動産票函は、所有者票、土地票、及び前項に定めるデクレが掲げる不動産については、市町村不動産票からなる。」

第2条 不動産の法的状態に生じた変更は、この変更を証する証書または判決が予め不動産票函に公示されない限り、地籍の変動 (mutation cadastrale) の対象とすることはできない。

論告は、こうした制度によって、「原則として、土地の境界と不動産票函公示の土地所有権証書との一致がなされ、また、それは、地籍に送られる」と論ずる。

エ. 不動産票函に関する訴訟と地籍に関する訴訟の管轄区分

論告は、続けて、不動産票函に関する訴訟と地籍に関する訴訟の管轄区分があることを指摘する。すなわち、地籍書類における筆の面積記載の変更拒絶、地籍名義人を申立人に変更することの拒絶等は、行政裁判所の管轄に属する。

論告は、続けて、「地籍記載に多少なりとも関係するとはいえ、民刑事裁判所の管轄 (jurisdiction judiciaire) に属するものがある。これは、土地所有権または土地公示に関連する請求である。」と論ずる。具体的には、土地公示記載の争いや、土地所有権移転証書を土地公示することを拒絶した抵当権保存吏(日本の登記官に相当)や土地公示変更を拒絶した抵当権保存吏に対する争いは、民刑事裁判所の管轄に属する。登記所(抵当権保存所)に、土地収用に由来する所有権移転が公示されず、そのため、旧土地所有者が、不動産税課税台帳に残ったため、その賠償を求めた場合でも、民刑事裁判所の管轄である。という

廃止され、2013年1月1日から、土地公示担当機関 (les services chargés de la publicité foncière) となった (原恵美「外国法制調査(フランス)」(2018年) 8頁 <https://www.moj.go.jp/content/001289337.pdf>)。

のも、それは、土地公示(がないこと)に関する訴えであるからである。

以上の管轄法理を前提に、本事案を考察すると、本件は、地籍上の記載変更の拒絶に関する請求であり、明瞭に、行政裁判所の管轄が成立するのであり、越権訴訟の対象となる²³⁾。

オ. 地籍の限定的役割：土地所有権の確認的機能

論告は、続けて、地籍の役割は限定されており、土地所有権についての確認の効果しか有さないことを論ずる。

論告は、「地籍は、所有権証書の《確認的サービス》(un « service de constatation » des actes de propriétés)として理解されている。地籍の記載は、それだけでは、所有権証書にならないのであり、このことは、地籍が時代を経たものであっても、変わらない。その記載事項は、ある財の所有者が誰かとは関係がない。所有権証書こそが、ある土地の境界や面積に関する訴訟で、決め手となる。」と指摘する。

更に、論告は、「地籍機関は、財務省に属し、地籍記載が、不動産票函における土地公示の記載に一致すべきことを義務としている。地籍訂正の申請があったとしても、地籍の記載が、不動産票函の記載と一致している限り、その申請を拒絶すべきである。」と述べ、根拠として、国務院判決1986年1月20日(CE, 8^e et 9^e ss-sect., 20 janv. 1986, n^o 18029, M. Padritge)を引用する。

本事案の地籍訂正請求の背景にあるのは、所有権に関する争いである。一つの考え方としては、地籍訂正請求の行政訴訟は、民刑事裁判所による所有権に関する判断がなされるまで、停止をするというものがある。かつて、国務院は、そのような立場を採用した。しかし、国務院1975年6月11日判決(CE, 8^e et 9^e ss-sect., 11 juin 1975, n^o 92149, M. Lefebvre : Rec. CE 1975, p. 346 ; Dr. fisc. 1976, n^o 3, comm. 57; RJF 1975, n^o 433)で判例変更を行い、土地所有権につ

23) Jean-Louis Bédier, « Fasc. 405 : Domaine du contentieux fiscal . - Répartition des compétences entre les deux ordres de juridiction », JurisClasseur Notarial Formulaire > V^o Enregistrement, Date du fascicule : 21 décembre 2017, Date de la dernière mise à jour : 15 septembre 2020, n^o 201は、民刑事裁判所と行政裁判所の管轄区分について、同様の記述をしている。

いての争いについて調査をする必要はないとしている²⁴⁾。

論告は、以上の叙述に続けて、「かくして、(行政裁判所の)裁判官は、土地所有権に関する裁判官では全くないために、土地所有権に関してピザン氏が提出した資料は、関係がない。そして、所有権に関する問題は、行政裁判所裁判官には、関係がない以上、本件の訴訟審理を停止する必要はまったくない。なお、地籍に関する実質的誤謬がある場合は別である。」と論ずる。

カ. 地籍修正と地籍維持管理

(ア) 地籍修正

論告は、以上に続けて、地籍修正 (opération de rénovation) のあり方を検討する。論告は、地籍修正は、地籍の維持管理と修正に関するデクレ1955年4月30日 (décret n° 55-471 du 30 avril 1955 relatif à la conservation et à la rénovation du cadastre) の1条から7条に従い、規律されていると指摘する。それによれば、地籍修正は、旧地籍図について、単に書き加えアップデート (mis à jour) で足りる場合は、書き加えアップデートによるが (同デクレ8条及び9条)、それが不十分なときは、新たに現地での地籍測量を行う再測量・再作製 (réfection) 方式によりなされる (同デクレ10条から19条)。現在では、サン・マンドゥリエを含む全ての市町村において、地籍修正が完了し、1974年法によ

24) これは、地籍が所有権に関連することから、所有権に関する私法判断が先決問題 (question préjudicielle) となるかの問題である。山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002年)は、《question préjudicielle》の項目について、「[他の裁判機関の判断に委ねられる]先決問題◇①《私》ある法的问题の判断に先立って、当該裁判機関以外の機関によって特定の争点が判断されることを必要とし、したがって、その管轄裁判権をもつ機関に事件を移送し、その審理中は訴訟を一時停止する*sursis à statuer, その争点の解決問題。例えば、行政裁判機関により解決されるべき争点は、私法にとって行政法による一般的先決問題question préjudicielle généraleを構成し、また家族事件担当判事の管轄に属する争点一般債務事件にとって特殊的先決問題question préjudicielle spécialeを構成する。」と述べている。国務院1975年6月11日判決は、1933年に地籍修正が行われ、1962年の売買契約によりその土地を取得した原告が、地籍記載の訂正を求めた事案であるが、国務院は、原告が売買契約書と異なる何らの判決等の文書を提出していないことを理由に、訂正請求を退けた。

る再修正 (rénovation du cadastre rénové) が実施中であり、これは、不動産の同一性確保等のための地籍図精度向上を目的としている。

1955年4月30日デクレ8条の規定する書き加えアップデート方式による地籍修正は、旧地籍作製後に生じた変更を記載することによる。これは、地籍データと、土地の現況、土地所有者の現況との対照を行うものである。この作業の過程で、行政当局が、地籍記載に疑問を抱いた場合には、土地所有者にこの点を通知しなければならない (CAA Bordeaux, 2^e ch., 27 juin 1991, n^o 90BX00344, min.c/M. Sevignon :Dr. fisc.1992, n^o 23, comm. 1160)。検討の結果は、土地所有者に通知され (1955年デクレ9条)、また、15日間市町村庁舎に於いて公告に付される。地籍は、財政目的の存在であり、所有権を決定するものではないが、地籍修正の所有者への通知は必須であり、地籍修正は、利害関係者の意見申立期間経過後はじめて確定的になる。

本件事案の地籍修正は、以上の手続を順守したものであった。地籍修正は、1952年になされ、ピザン氏が土地を取得したのは、1954年であった。

なお、行政当局が、地籍修正を、再測量・再作製方式で行う場合もあるが、これは、本件には関係がなく、また、この場合でも、土地所有者への通知がなされる。

(イ) 地籍の維持管理

地籍の維持管理は、地籍図を現況に合致させることである。論告は、これについて、1955年4月30日地籍デクレ25条(前述)を引用し、「地籍の維持管理体制のもとにある市町村においては、所有地の境界上のすべての変更、とりわけ、土地分割、交換分合、共有物分割に由来する変更は、当事者により、その費用で作成された測量文書により、確証され、地籍機関に提出され、これが先行してその後に、境界変更の書類が作成される。」ことを指摘する。

論告は、その上で、維持管理に際して、土地所有権・所有者に変更がない場合と変更がある場合との区別が必要であるとする。土地所有権・所有者に変更がない場合とは、例えば、土地の通称地名の変更である。これについては、1955年4月30日地籍デクレ33条(前述)により、「地籍機関は、職権により、それが管理する書類について、不動産の法的状況に影響を与えないすべての

性質の変更をなすことができる」と規定するように、職権で変更をなすことができる (CE, 3^e et 8^e ss-sect., 26 mars 2012, n° 336459, Cne de Vergèze et Sté Nestlé Waters Supply Sud ; JurisData n° 2012-005791 cassant CAAMarseille, plén., 10 déc. 2009, n° 08MA01766, Sté Nestlé Waters et a. : AJDA 2010, p. 151, concl. É. Paix ; JCPA 2010, 2060, note C. Ballon-Passe)²⁵⁾。

これに対して、土地所有権・所有者に変更がある場合には、土地所有者による申請が基礎となる。論告は、租税一般法典1402条 (「所有権の変動に基づく地籍上の変更は、所有者の申告によりなされる。いかなる不動産の法的状態の変更といえども、地籍上の変更をもたらすには、それが事前に不動産票箱 (土地公示上の書類のこと……小柳注) において公示されなければならない。」) を引用する。地籍部局は、地籍に関する変動が申請されても、それが判決または証書であって不動産票函の変動を経ていない場合には、その変動請求を拒絶できる (V. par ex., CAA Marseille, 3^e ch., 4 mai 2006, n° 01MA01209, M. Bonifay)。土地売却があっても、これについての土地公示手続がなされていない限り、地籍当局は、不動産税を売却前の旧所有者に課税することができ、納税義務者である旧所有者は、新所有者に対する求償をなすことになる (租税一

25) 本事案は、飲料水の著名ブランド・ペリエ (Perrier) の源泉地であるベルジェズ (Vergèze) 村のレ・ブイオン (les Bouillens) の地名変更事件である。ペリエ水は、同地で採取されるものであるところ、ペリエの親会社である巨大食品会社ネスレ (Nestlé) が同地以外でのペリエ水採取を構想したため、村会が、ペリエを小字名に乗せた« Source Perrier - les Bouillens »へと地名変更して、ペリエ原産地であることを明記し、ネスレの他所でのペリエ水採取を妨げようとした (https://www.lemonde.fr/economie/article/2013/01/24/perrier-un-nom-qui-continue-d-opposer-vergeze-et-nestle_1821632_3234.html)。これに対して、ネスレは、その地名変更の取り消しを求めた。行政控訴院判決は、地名変更を違法としたが、国務院は、行政控訴院判決を取り消して、「たとえ、その地名が一般に地理または測量に由来し、歴史を経て、慣習を形成したものであっても」、市町村一般法典L. 2121-29条 (市町村会は、その審議により、市町村の事務を定めうる旨の一般的规定) に基づき、「市町村会は、その地域の一般利益がそれを正当化する場合に、市町村内の小字の名を定め、また、変更できる」と判示した。

般法典1403条)。

(ウ) 地籍の職権訂正

地籍の記載に職権訂正が可能な場合がある。これは、1898年法8条3項が「実質的誤謬 (erreur matérielle) の場合は、異議は、いつでも申し立てることができる。」としていた場合である。国務院もまた、国務院判決1975年7月25日 (Bastid) 以来、確立した判決としている (CE, 1^{re} et 4^e ss-sect., 25 juill. 1975, n° 92863, Mme Bastid : Rec. CE 1975, p. 444) ²⁶⁾。論告は、これについて、「この場合は、地図の誤謬または筆の誤りであって、所有権に立ち入るものではない」としている。

キ. 本件訴訟の法的意義

論告は、確立した判例 (CE, sect., 29 déc. 1978, n° 2343, min. c/ Mme Sokorovsky : Rec. CE 1978, p. 543 ; RJF 5 /1979, n° 309) に従えば、本件訴訟の法的意義は、次のとおりであると述べる。

「地籍修正の作業の後に、行政が、地籍の記載に関して、特定の筆の法律的地位に関連した記載訂正の請求を受け、それが所有権に関わっている場合 (un litige s'élève sur le droit de propriété), 行政当局の義務は、地籍文書のために確認されたところの所有権の状況を遵守することであり、行政当局は、民事裁判所の判決または関係当事者の合意がなければ、訂正要求を拒絶するしかない。…これこそが、財政当局がピザン氏の請求に対して取るべき立場である。」

論告は、更に、ピザン氏の請求が実際的にはその土地の境界の変更を意味し、

26) 地籍修正に際して、私人の土地とされていた筆を、旧地籍に明瞭な誤りがあったとして、サンペー＝シュール＝ニヴェール村 (Saint-Pée-sur-Nivelle) 所有地に編入したことについての越権訴訟であった。国務院は、租税一般法典1424条及び1426条、1955年4月30日地籍デクレ8条他の諸法令を見ると、これらは、地籍修正に際して、土地所有権移転等と関わりなく、地籍記載が不正確であるときに、行政当局の注意によって、これを訂正することの妨げにはならず、旧地籍は、当該筆が同村の土地であるのに、私人に帰属するものとしているが、それは誤ったものであること故に、同村に帰属させることができる、と判示した。

それ故、所有権に関わる問題が提起されていることを論ずる。論告は、更に、ピザン氏は、隣接土地所有者に対して、民法典646条に従って、境界確定訴訟を提起したが、トゥーロン小審裁判所2009年9月7日判決は、ピザン氏の請求を退けたことを指摘する。

ク. 地籍当局の賠償責任

論告は、最後に、本事案の帰趨とは関係がないが、地籍当局の賠償責任が肯定される場合を論ずる。地籍記載は、所有権証書に代替するものではないが、しかし、所有権侵害をもたらす場合がある。実際のところ、地籍は極めて多数の筆に関する作業であるが、地籍に関連して、賠償責任が認められた例は、少ない。例としては、地籍修正により、特定の筆が別の所有者に与えられ、それが売買されたことで、真の所有者の占有が奪われた例では、関係当事者の被った損害について国の賠償責任が認められた (CAA Bordeaux, 2^e ch., 27 juin 1991, n^o 90BX00344, min.c/M. Sevignon : Dr. fisc. 1992, n^o 23, comm. 1160)。地籍修正に際して、他の所有者に土地が認められた場合、精神的損害に対する賠償は認められない (TA Clermont-Ferrand, 7 juill. 2000, n^o 98948, M. Montel c/ DSF du Puy-de-Dôme)。その損害は、地籍の誤謬に由来するものに限定され、占有剥奪が地籍誤謬の直接の結果であることが必要である。なお、地籍修正の後、民刑事裁判所の境界確定判決があり、地籍訂正が行われることがあるが、これだけを以て損害賠償を発生させる地籍の誤謬にはならない (CE, 3^e et 8^e ss-sect., 10 janv. 2001, n^o 210141, Mme Zembsch-Schreve : JurisData n^o 2001-061905)。

おわりに

以上から、日仏の地籍修正について比較すれば、次のようになる。

表3 仏日の地籍修正のありかた

	フランス	日本
地籍図の目的	不動産税の公平課税（ただし、土地公示制度と密接関連 ²⁷⁾ ）	表示登記の基礎（固定資産税課税と密接関連 ²⁸⁾ ）
地籍調査の対象	所有権界（表見的）	筆界
地籍調査の所有権への影響	直接の影響はない	直接の影響はない
筆界の所有権への意義	徴憑	徴憑
隣接当事者の合意の効果	境界を定める	境界を定めえない

27) 租税一般法典（Code général des impôts）1400条 I 「1403条及び1404条の例外を除き、全ての土地所有権は、建築地であれ、非建築地であれ、その現在の所有者（propriétaire actuel）の名において、課税に服する。」

1402条「所有権の変動に基づく地籍上の変更は、所有者の申告によりなされる。いかなる不動産の法的状態の変更といえども、地籍上の変更をもたらすには、それが事前に不動産票箱（土地公示上の書類のこと……小柳注）において公示されなければならない。」

このため、フランスにおいても、日本と同様に、不動産税の死亡者課税の例がある（小柳春一郎『仏日不動産法の現代的展開：所有者不明・無主不動産・土地所有権放棄・相続登記未了』成文堂、2021年2月）17頁）。

28) 「固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者）である。土地・家屋については、不動産登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。ただし、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日（各年1月1日）前に死亡しているときは、同日において当該土地・家屋を現に所有している者をいう（地方税法343条1項・2項）。したがって、相続未登記の場合、被相続人が1月1日前に亡くなった場合は当該土地・家屋を相続した相続人が納税義務者となり、1月1日以後に亡くなった場合は被相続人の納税義務を相続人が承継することとなる。」（丹上健「リサーチ・メモ 相続未登記と固定資産税実務について」http://www.lij.jp/news/research_memo/20170131_11）

フランスの地籍は、所有権界を対象とするが、所有権界を決定するものではなく、土地所有権は、地籍によらず、私法秩序により《下から (par le bas)》保障される。フランス地籍は、税地籍であり、所有権に対する直接的効果がない。地籍は、不動産取引の際に言及すべきものとされ、土地所有権紛争、境界紛争について、地籍情報は、一定の意義を有するものの、徴憑 (indices)、情況証拠 (証明すべき事実の存在を推定させるような、他の事実、事件、物、痕跡など) にとどまる。これは、多くの西欧諸国の採用する制度であるが、例外的に、ドイツは、前記《下から》方式から (次に述べる) 《上から》方式に転換した。

《上から (par le haut)》の地籍とは、地籍による土地所有権確定を意味し、国家は、土地所有権を地籍として編製し、一旦地籍が編製されれば、それまでの経緯とは別に、地籍化された土地所有権を保障する。逆に、地籍脱落地の所有権は否定される。これは、イギリスが植民地支配のためオーストラリアでトレンスシステムとして導入したものであり、フランスも同様の方式を自らの植民地に実施した。現在では、アフリカ等の (旧) 植民地、共産主義後の東欧諸国にも、世界銀行の推奨により、適用されている。フランスの有力地理学者であるコンビは、《下から》方式が、地籍調査の誤りでも従来からの土地所有権は否定されないため、所有権保障において優れていると論じ、《上から》方式を地籍植民地主義と批判した²⁹⁾。

以上のあり方は、日本法とも共通する点と異なる点がある。

共通する点として、現代日本の地籍調査でも、(筆界を対象とするため) 土地所有権そのものには直接の影響はない。例えば、岡山地判昭和59年3月21日判例タイムズ534号210頁は、「原告が主張する境界確定の訴え及び取得時効の成否における不利益も当事者が国土調査の成果を訴訟上の一証拠資料として用いることによる事実上の問題に過ぎないし、さらに一般人が地籍簿又は地籍図

pdf)。

29) Joseph Comby, 《Sortir du système foncier colonial》, in, Michel Max Raynaud et al. (dir.), *Repenser les moyens d'une sécurisation foncière urbaine : Le cas de l'Afrique francophone*, 2013, p.130

の閲覧をしてこれを取引の資料として活用することも単なる事実上の不利益であつて、他に地籍簿又は地籍図の作成表示に対し土地の所有者の権利利益を侵害するような法的効力を付与した法令の規定を見いだすことはできない。」と判示している。

異なる点は、フランス法は、表見とはいえ所有権界を地籍調査の対象とするのに対して、日本法は、筆界を対象とすることである。筆界は、現代日本の地籍調査における中心概念であるだけでなく、2020年改正土地家屋調査士法1条が、土地家屋調査士を「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」とするなど、日本不動産法の重要概念でもある。

日本の地籍調査は、筆界を対象とするため、土地所有権に直接的効果を有さないが（この意味で、現代日本は《下から》方式）、境界紛争にも一定の役割を果たしうる。問題点として、筆界は、公法的な存在であるから、隣接土地所有者に処分権限がなく、合意で定めることができない。ところが、地籍当局が地籍調査に際して筆界を探求する際に、「関係者立会の上で、話し合いで、『此所』と決める」など、筆界の公法性・不動性と抵触する実務が存在した。これは、地租改正に由来する公図は、「ほとんど大部分が十分な筆界復元能力を持っていない」ためである³⁰⁾。

これに対し、フランスのナポレオン地籍や地籍修正では、土地所有権界を記録する。地籍によって、所有権を定めることはないが（《下からの》地籍）、地籍情報は、所有権紛争でも徴憑として一定の意義を果たし、また、不動産売買でも参照される。フランスの地籍情報は私法的所有権界であるから、地籍調査の際当事者の合意で地籍の境界を定めうる。所有者が協力的でない場合には、地籍当局は、所有権界に見えるものを記録し、所有者が、これに不満な場合には、裁判または合意による境界確定をする。フランスの地籍上の境界は、所有権界に随伴するものであり、不動性、不可処分性を有しないと考えられる。このあり方は、日本法に参考となるかの検討が必要である。

30) 本田・前掲注（4）34頁。